

(別 紙)

保険でよりよい歯科医療を求める意見書（案）

歯科医療が必要な方でも、「お金が心配で歯科医院に行きにくい」「歯科の受診はつい後回しになり悪化させてしまった」など、歯科治療が必要な方でも受診が出来ていない場合が多くある。

高齢者や障害者の方では、公共交通機関が不便、交通費や医療費の経済的負担が原因で通院が困難と感じられる方も多くいる。また訪問歯科診療を利用した場合、介護認定を受けていれば介護保険からも居宅療養管理指導料という負担金がかかり、なかなか訪問歯科診療を受けられない実態もある。

学校歯科健診で「不正咬合」を指摘され、歯科矯正が必要な場合に保険がきかず、費用が高くて治療を諦めてしまうことがある。2024 年度診療報酬改定では、学校歯科健診後に歯科矯正が必要かの「相談」部分が保険適用になった。ただし、保険で歯科矯正できる条件は狭き門のため、条件の緩和が必要である。

認知症や全身の疾患にも大きくつながっている歯の健康状態であるが、歯の本数やかみ合わせによって医療費が大きく変わってくるという研究結果も示されている。(2021 年、サンスターグループ)

歯科医療が必要な方全てに提供されることは、基本的人権に由来した健康に生きる権利（健康権）、憲法第 25 条で保障された国民の権利である。国には社会保障として誰もがが必要な歯科医療が受けられるように、制度の整備や十分な財源を確保する責任がある。

よって、国においては、全ての方が安心して歯科医療が受けられるよう、以下の項目について強く要望するものである。

記

- 1 お金の心配をせず、安心して歯科医療が受けられるよう、窓口負担割合を下げること。
- 2 保険で受けられる歯科医療の範囲を広げること。
- 3 歯科医療の充実に必要な国の予算を大幅に増やすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 日
高 松 市 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
財	務		大	臣			
厚	生	労	働	大	臣		